

内分泌攪乱化学物質に対する欧州委員会の取り組み

クラウディア ロンカンシオ ピーニャ 欧州委員会

欧州議会は 1998 年 10 月に内分泌攪乱化学物質に関する決議を採択しました。その決議で、欧州議会は、研究活動を強化すると共に一般市民向けに情報を公開するために、特に法的枠組みの改善を考慮した上で具体的活動を進めるように欧州委員会に要請しました。

1999 年に、毒性、生態毒性、および環境に関する科学委員会 (SCTEE) は、ヒトと野生生物に対する内分泌攪乱化学物質の影響に関する意見書を発表し、野生生物に対する潜在的な世界規模での問題を明らかにしました。同意見書では、内分泌攪乱化学物質を原因とする生殖と発達の障害が、いくつかの野生生物種で十分に立証されており、局所的変化や個体群の変化を生じさせていることが述べられています。

政策当局は緊急にこの問題に取り組む必要があるため、委員会は「内分泌攪乱化学物質に対するコミュニティ戦略におけるコミュニケーション」(COM (1999) 706) を採択し、これは 2001 年に (COM (2001) 262) に導入されています。

この戦略は、短期、中期、および長期的に実施する以下の 3 種類の活動で構成されています。

短期的活動

短期的活動の大半は、内分泌攪乱に関する最新の科学情報を収集する必要性、ヒトや野生生物に及ぼす影響の範囲、および内分泌攪乱作用の可能性をさらに評価することが必要な物質の同定に焦点を置きました。最初の報告書は 2000 年に出版されており、目下 2 つの異なった研究が進行中です。

一般市民に向けた情報公開と内分泌攪乱についての様々な取り組みに関する情報の収集に焦点が置かれており、前者については、2003 年初頭に新たな内分泌攪乱化学物質ウェブサイトの公開を予定しており、後者については加盟国および世界中の他の国々や組織における内分泌攪乱化学物質に関する様々な取り組みを明らかにするための研究を開始しています。また、欧州委員会は様々なシンポジウムやワークショップへの参加や主催も行っています。

中期的活動

中期的活動の一環として、欧州委員会は、加盟国と緊密に協力することにより OECD における欧州連合のインプットを調整して、試験方法の開発と妥当性検証のプロセスを支援しています。また、研究および技術開発に関する様々な欧州共同体フレームワークプログラム下の研究開発に焦点を置いています。

第 4 次フレームワークプログラム (1994~1998 年) では、内分泌攪乱は最優先研究課題として認識され、約 1,800 万ユーロの資金がこのプログラムに提供されました。プロジェクトとしては、試験方法の開発、バイオモニタリング、生態系およびヒトの健康への影響に関する研究等が行われました。

第 5 次フレームワークプログラム (1998~2002 年) では、プロジェクトの大半は、ヒトの生殖系に対するエストロゲン様化合物の影響に焦点を置きましたが、他の化合物やエンドポイントについても調査が行われました。この他に、内分泌攪乱化学物質問題を扱うプロジェクト群が含まれる CREDO クラスタ (the Cluster of Research into Endocrine Disruption in Europe : ヨーロッパにおける内分泌攪乱に関する研究クラスタ) の設立、および淡水および海水生態系において内分泌作用が疑われる物質の生態毒性学的影響に関する研究があります。

第 6 次フレームワークプログラム (2003~2006 年) では、内分泌攪乱問題は、優先課題 5「食品の品質と安全」の副領域「環境健康リスク」および優先課題 6「持続可能な開発、気候変動、および生態系」で取り扱われる予定です。

長期的活動

長期的活動としては、EU 内の化学物質および薬物の試験、評価、使用を規制する現行の法律と立法措

置の検討と改正に取り組んでいます。これを成し遂げるには4年以上を要することが予測されます。

欧州委員会は、ED問題に対処できるよう、現行法の改正/修正に関する対策を実施しています。それら立法措置に関する活動には、例えば、トリブチルスズ（TBT）に関する条項に関連して採用された Directive 1999/51/EC が含まれます。また、水枠組指令（Dir 2000/60/EC）および飲用水指令（Dir 98/83/EC）に関する提案を行うことも予定されています。植物防疫剤の市販に関する Dir 91/414/EEC については、付属文書の修正が現在進行中です。

2001年2月13日、欧州委員会は REACH システム（化学物質の登録、評価および認可に関するシステム）として知られる「今後の化学物質政策のための戦略に関する白書」を採用しました。提案されている戦略の重要な要素の1つは、CMR（発癌性、突然変異誘発性、および生殖毒性）が強く懸念される物質と POP 特性を有する物質の認可手順です。この認可手順では、規制当局は、そのような物質が特定の目的または製品の成分として使用または販売される前に、限定的な認可を与える必要が生じます。内分泌攪乱化学物質にかかわる健康上の影響の多くが CMR であるとするれば、内分泌攪乱化学物質の多くはこの認可手順が課されることとなります。

規制、モニタリング、研究、および開発に関する加盟国の取り組みについては、例えば、デンマークは、3歳未満の小児を対象とした玩具にフタレートを使用することを禁止しました。他の加盟国は、（例えばノニルフェノールとビスフェノール A に対する）リスクアセスメントを展開したり、内分泌攪乱化学物質への曝露が野生生物やヒトの健康に及ぼす影響を研究することを目的とした様々なモニタリングプログラムや研究プログラムに取り組んでいます。